

令和元年12月

**第200回国会（臨時会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和元年12月9日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第200回国会（臨時会）議案審議等概況	1
II	第200回国会（臨時会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	4
	○参法	10
	○条約	12
	○承認	12
	○承諾	13
	○決算・国有財産等	13
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	17
	○総務委員会	18
	○法務委員会	23
	○外務委員会	26
	○財務金融委員会	28
	○文部科学委員会	30
	○厚生労働委員会	33
	○農林水産委員会	38
	○経済産業委員会	47
	○国土交通委員会	50
	○安全保障委員会	53
	○議院運営委員会	54
	○災害対策特別委員会	55
	○地方創生に関する特別委員会	56
IV	通過議案概要一覧	59
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	65

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。（順不同）

会派略称	会派名
自民	自由民主党（～令和元年7月2日）
	自由民主党・無所属の会（令和元年7月2日～）
立憲	立憲民主党・市民クラブ（～平成31年1月16日）
	立憲民主党・無所属フォーラム（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
立国社	立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム（令和元年9月30日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
維新	日本維新の会
希望	希望の党（平成30年5月7日～）
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～令和元年9月30日）
無会	無所属の会（～平成31年1月16日）
社保	社会保障を立て直す国民会議（平成31年1月16日～令和元年9月30日）
社民	社会民主党・市民連合（～令和元年9月30日）
未来	未来日本（平成30年10月18日～令和元年7月2日）
自由	自由党（～平成30年9月13日、同年10月18日～平成31年1月24日）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「希望」が「希望の党」と「希望の党・無所属クラブ」のいずれを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第200回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

令和元年10月4日から12月9日までの67日間

2 議案件数

閣 法	17件（成立 16件、参議院継続 1件）
衆 法	61件（成立 7件、継続 51件、審査未了 1件、 撤回 2件）
参 法	16件（成立 1件、参議院未付託未了 15件）
条 約	2件（承認 2件）
承 認	1件（承認 1件）
承 諾	2件（継続 2件）
決 算 等	12件（継続 9件、審査未了 3件）
（参考）	
委員会決議	3件（総務委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会）

Ⅱ 第200回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
198	地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、第198回国会閣法第48号)	地方創生	10/4	11/19	可決	有	11/21	可決	11/29	可決	12/2	可決	12/6 (66)
198	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、第198回国会閣法第54号)	厚生労働	10/4	11/13	可決	有	11/14	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (63)
200	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	内 閣	10/29	11/6	可決		11/7	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (51)
200	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)	内 閣	10/29	11/6	可決		11/7	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (52)
200	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	法 務	10/24	11/13	可決		11/14	可決	11/21	可決	11/22	可決	11/29 (58)
200	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	法 務	10/24	11/13	可決		11/14	可決	11/21	可決	11/22	可決	11/29 (59)
200	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(内閣提出第5号)	農林水産	10/28	11/6	可決	有	11/7	可決	11/19	可決	11/20	可決	11/27 (57)
200	肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	農林水産	11/12	11/20	可決	有	11/21	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (62)
200	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	安全保障	10/28	11/7	可決		11/8	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (54)
200	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	経済産業	11/7	11/15	可決	有	11/19	可決	11/28	可決	11/29	可決	12/6 (67)
200	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	地方創生	11/12	11/19	可決	有	11/21	可決	11/29	可決	12/2	可決	12/6 (65)
200	会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	法 務	11/12	11/22	修正		11/26	修正	12/3	可決	12/4	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
200	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第11号)	法 務	11/12	11/22	修正		11/26	修正	12/3	可決	12/4	可決	
200	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	法 務	11/26	11/29	可決	有	12/3	可決				閉会中 審査	
200	外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	財務金融	11/1	11/13	可決	有	11/14	可決	11/21	可決	11/22	可決	11/29 (60)
200	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	文部科学	11/7	11/15	可決	有	11/19	可決	12/3	可決	12/4	可決	
200	港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	国土交通	11/7	11/13	可決	有	11/14	可決	11/28	可決	11/29	可決	12/6 (68)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号)	内 閣	10/4					閉会中 審査					
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号)	総 務	10/4					閉会中 審査					
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号)	法 務	10/4					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号）	震災復興	10/4						閉会中 審査					
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号）	震災復興	10/4						閉会中 審査					
196	東日本大震災からの復興の推進のための継続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）	震災復興	10/4						閉会中 審査					
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号）	環 境	10/4						閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号）	経済産業	10/4						閉会中 審査					
196	主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号）	農林水産	10/4						閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号）	農林水産	10/4						閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号）	農林水産	10/4						閉会中 審査					
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号）	決算行政監視	10/4						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号）	農林水産	10/4						閉会中 審査					
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
196	公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号）	農林水産	10/4						閉会中 審査					
196	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
196	民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号）	法 務	10/4						閉会中 審査					
196	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号）	厚生労働	10/4						閉会中 審査					
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号）	厚生労働	10/4						閉会中 審査					
196	産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第40号）	厚生労働	10/4	11/22	撤回 許可									
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号）	憲法審査会	10/4						閉会中 審査					
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷲尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号）	国土交通	10/4						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
197	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号）	倫理選挙	10/4					閉会中 審査					
197	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号）	倫理選挙	10/4					閉会中 審査					
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号）	倫理選挙	10/4					閉会中 審査					
197	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、第197回国会衆法第11号）	内 閣	10/4					閉会中 審査					
197	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号）	内 閣	10/4					閉会中 審査					
198	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号）	内 閣	10/4					閉会中 審査					
198	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号）	憲法審査会	10/4					閉会中 審査					
198	民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号）	法 務	10/4					閉会中 審査					
198	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号）	厚生労働	10/4					閉会中 審査					
198	青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外8名提出、第198回国会衆法第20号）	文部科学	10/4					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
198	分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号）	経済産業	10/4						閉会中 審査					
198	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号）	経済産業	10/4						閉会中 審査					
198	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号）	経済産業	10/4						閉会中 審査					
198	エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号）	経済産業	10/4						閉会中 審査					
198	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
198	手話言語法案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第26号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
198	視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第27号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
198	多文化共生社会基本法案（中川正春君外5名提出、第198回国会衆法第28号）	内 閣	10/4						閉会中 審査					
198	自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号）	財務金融	10/4						閉会中 審査					
198	認知症基本法案（田村憲久君外5名提出、第198回国会衆法第30号）	厚生労働	10/4						閉会中 審査					
198	行政監視院法案（辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第31号）	議院運営	10/4						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外5名提出、第198回国会衆法第32号)	議院運営	10/4				閉会中 審査						
198	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(細田博之君外12名提出、第198回国会衆法第33号)	総 務	10/4	11/19	撤回 許可								
198	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号)	農林水産	10/4				閉会中 審査						
198	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号)	法 務	10/4				閉会中 審査						
198	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外6名提出、第198回国会衆法第36号)	震災復興	10/4				閉会中 審査						
200	独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外6名提出、衆法第1号)	文部科学	12/6		審査 未了								
200	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第2号)	審査省略					11/7	可決	11/15	可決	11/15	可決	11/22 (53)
200	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第3号)	審査省略					11/12	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (55)
200	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第4号)	審査省略					11/12	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (56)
200	独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案(川内博史君外5名提出、衆法第5号)	文部科学	12/6					閉会中 審査					
200	行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第6号)	審査省略					11/21	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (61)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
200	地域人口の急減に対処するための特定地域 づくり事業の推進に関する法律案(総務委員 長提出、衆法第7号)	審査省略					11/21	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (64)
200	母子保健法の一部を改正する法律案(厚生労 働委員長提出、衆法第8号)	審査省略					11/26	可決	11/28	可決	11/29	可決	12/6 (69)
200	令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁 止等に関する法律案(災害対策特別委員長提 出、衆法第9号)	審査省略					11/29	可決	12/4	可決	12/6	可決	
200	大学等における修学の支援に関する法律の 一部を改正する法律案(城井崇君外6名提 出、衆法第10号)	文部科学	12/6					閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
200	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均 君外1名提出、参法第1号)											審議 未了	
200	政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅 田均君外1名提出、参法第2号)											審議 未了	
200	租税特別措置法の一部を改正する法律案(浅 田均君外1名提出、参法第3号)											審議 未了	
200	政治資金規正法の一部を改正する法律案(石 井章君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
200	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法 律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提 出、参法第5号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
200	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第6号)											審議 未了	
200	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第7号)											審議 未了	
200	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(清水貴之君外1名提出、参法第8号)											審議 未了	
200	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
200	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
200	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
200	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第12号)											審議 未了	
200	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第13号)											審議 未了	
200	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(東徹君外1名提出、参法第14号)											審議 未了	
200	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第15号)											審議 未了	
200	商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、参法第16号)	農林水産	12/2	12/3	可決		12/5	可決			11/29	可決	

[条 約]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
200	日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	10/24	11/15	承認		11/19	承認	12/3	承認	12/4	承認
200	デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	10/24	11/15	承認		11/19	承認	12/3	承認	12/4	承認

[承 認]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第198回国会承認第3号）	経済産業	10/4	11/22	承認		11/26	承認	12/3	承認	12/4	承認

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院			
		委員会				本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日
198	平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第198回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/4				閉会中審査				
198	平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第198回国会、内閣提出)	決算行政監視	10/4				閉会中審査				

〔決算・国有財産等〕

<決算>

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院
		委員会				本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/4				閉会中審査	/
	平成28年度特別会計歳入歳出決算							
	平成28年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成28年度政府関係機関決算書							
197	平成29年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/4				閉会中審査	
	平成29年度特別会計歳入歳出決算							
	平成29年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成29年度政府関係機関決算書							
200	平成30年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	12/9				閉会中審査	
	平成30年度特別会計歳入歳出決算							
	平成30年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成30年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/4				閉会中審査	/
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/4				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/4				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/4				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/9				閉会中審査	
200	平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/9				閉会中審査	

< NHK決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/4		審査未了			/
197	日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/4		審査未了			
200	日本放送協会平成30年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	12/9		審査未了			

(参 考)

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
200	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件	総 務	11/19
200	産後ケア事業の推進に関する件	厚生労働	11/22
200	令和2年度畜産物価格等に関する件	農林水産	12/5

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定すること。
- 二 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、手当額の上限を引き上げること。
- 三 勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一は平成31年4月1日に遡って適用すること。

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.05月分引き上げること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、一は平成31年4月1日に遡って適用すること。

【総務委員会】

○行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第6号）要旨

本案は、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対するより質の高いサービスの提供を実現するため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 目的の改正

法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記すること。

二 社員が1人の行政書士法人の設立等の許容

- 1 行政書士法人を社員1人で設立することができるものとする。
- 2 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加するとともに、社員が1人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削ること。
- 3 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができるものとする。

三 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を経過した日から施行すること。
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案（総務委員長提出、衆法第7号）要旨

本案は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定地域づくり事業協同組合の認定

- 1 地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により、当該事業協同組合の地区が、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること等の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、1の認定の申請をした事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものであるときは、当該事業協同組合が認定の基準に適合するかどうかを判断するに当たって、労働者派遣法における労働者派遣事業の許可の基準を参酌するものとする。

二 特定地域づくり事業

一の認定を受けた特定地域づくり事業協同組合は、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行うとともに、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができるものとする。

三 国及び地方公共団体の援助等

国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、その行う特定地域づくり事業の運営に関し、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行うとともに、特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

四 労働者派遣法の特例

特定地域づくり事業協同組合は、厚生労働大臣に届け出て、その雇用する職員のみを対象として労働者派遣法に規定する労働者派遣事業を行うことができるものとする。また、特定地域づくり事業協同組合は、この法律及び労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努めなければならないこととするほか、国及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合が法令を遵守し及び労働者派遣事業を適正に実施するために必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

五 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。

<委員会決議>

○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件

政府及び地方公共団体は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づく

り事業の推進に関する法律」の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 都道府県知事が特定地域づくり事業協同組合を認定するに当たっては、「地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況」にあり、かつ「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」との要件を十分に踏まえ、真に地域づくり人材の不足している地区においてのみ認定・設立されることとなるよう、過疎地域の基準その他の定量的な基準を参考にすることを含め、必要な措置を講ずること。
- 二 特定地域づくり事業協同組合がその職員となる無期雇用派遣労働者を募集・採用するに当たっては、できる限り当該人口急減地区外の人材の移住や定住が促進されるよう、必要な各種施策を講ずること。また、組合員である事業主が、既に雇用している従業員を安易に解雇して事業協同組合の職員として就労させることのないよう指導すること。
- 三 特定地域づくり事業協同組合の職員が地域づくり人材として特定地域づくり事業に従事しつつ適切に将来のキャリア形成を図ることの重要性に鑑み、特定地域づくり事業協同組合において、職員本人の希望に適合する就業の機会の確保のための配慮、特定の事業に従事する期間の確保、必要な教育訓練・キャリアコンサルティングの実施等の取組が行われるよう、所要の措置を講ずること。
- 四 特定地域づくり事業協同組合の認定に当たっては、労働者派遣事業の運営に関して十分な専門性及び人的体制が確保されていることを確認するとともに、そのために必要な措置及び支援策を講ずること。
- 五 特定地域づくり事業協同組合が、教育訓練・キャリアコンサルティングの実施その他の労働者派遣法において義務付けられている業務の一部を第三者に委託する場合には、本来、当該組合が責任を持って同法上の義務を果たすべきものであることに鑑み、これらの委託した業務が職員の能力向上及びキャリア形成に資するよう適切に管理・運用されるよう必要な措置を講ずること。
- 六 政府及び地方公共団体は、特定地域づくり事業協同組合に対し、労働条件の明示、時間外労働の制限、派遣労働者の直接雇用の推進、教育訓練の実施その他の労働者の保護に関する法制度について、十分な情報提供を行うこと。
- 七 特定地域づくり事業協同組合がその職員を採用するに当たっては、組合の

事業計画の内容、組合員の行う事業に係る業務又は事務の内容、想定される派遣先の業務又は事務の内容、待遇等について、その者に対し十分な事前説明が行われるよう適切に指導すること。

八 特定地域づくり事業協同組合がその組合員として新たな事業者を加入させようとする場合には、事前に職員の意見を聴取すること等の職員の理解を得るための措置が講じられるよう、適切に対処すること。

九 特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。

十 特定地域づくり事業協同組合の職員が従事する特定地域づくり事業は、地区によってはその内容が多種多業にわたる可能性があることから、特定地域づくり事業協同組合が職員の労働安全衛生の確保に特に注意を払い、事前の労働安全衛生教育の実施など組合員とも連携して十分な安全対策がなされるよう必要な措置を講ずること。

十一 人口急減地域において特定地域づくり事業協同組合の職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心して生活を営むことができるよう、当該地域における適正な水準の給与及び手当等の確保その他の適切な労働・生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずること。

十二 特定地域づくり事業協同組合が、その職員を派遣する場合、安定的かつ継続的に就業先の提供を行うことができるよう、関係事業者団体との間の情報の共有の促進その他必要な措置を講ずること。また、事業協同組合が新たな就業機会を提供できない場合であっても、職員の雇用及び賃金の支払の維持を図るための措置、休業手当の支払等の労働関係法令に基づく雇用者責任を適切に果たすことができるための知識の普及その他必要な措置を講ずること。

十三 特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。また、特定地域づくり事業協同組合において、労働者派遣法その他の労働関係法令違反が認められた場合には、労

働者派遣法に基づいて事業廃止命令その他所要の措置を講ずるとともに、事業廃止命令を受けた特定地域づくり事業協同組合については速やかにその認定を取り消すなど適切に対処すること。

十四 地方公共団体の任命権者は、その職員である一般職の地方公務員が公務外で特定地域づくり事業に従事する場合には、当該職員の自主性を損なうことのないよう配慮しなければならないこと。

右決議する。

【法務委員会】

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和元年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、8号以下の報酬を受ける判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成31年4月1日に遡って適用することとしている。

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

要旨

本案は、一般の政府職員について、令和元年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、16号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成31年4月1日に遡って適用することとしている。

○会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 定款の定めにより、取締役が、事業報告等の株主総会資料を、電子提供措置（電磁的方法により株主が情報の提供を受けられることができる状態に置く措置（ウェブサイトへの掲載））により株主に提供し、請求をした株主に対してのみ当該資料を書面により交付する旨の規定を設けること。
- 二 株主提案権の濫用的な行使を制限するため、提案することができる議案の数の制限及び目的等による議案の提案の制限に関する規定を設けること。
- 三 取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備
 - 1 取締役会に取締役の報酬の決定方針の決定を義務付ける規定を設けるとともに、株式を取締役の報酬として付与するために必要となる株主総会に

おける決議事項等を定める規定を設けること。

- 2 役員等がその職務の執行に関し責任の追及等を受けたことにより要する費用等を、株式会社が当該役員等に対して補償する契約を締結するための手続等を定める規定を設けること。

四 業務執行を社外取締役へ委託するための手続を定める規定を設けるとともに、監査役会設置会社に社外取締役の設置を義務付ける規定を設けること。

五 社債の管理を合理化するための規定の整備その他の整備等

- 1 社債管理者よりも裁量が限定された社債管理補助者制度を新設等すること。
- 2 株式会社が他の株式会社を子会社とするために自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付するための手続等に関する規定を設けること。
- 3 会社の支店の所在地における登記を廃止すること。
- 4 成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項を削除すること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一及び五3の改正については、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ること。

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか90の関係法律の規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる規定の整備

- 1 商業登記法において、株式交付による変更の登記についての規定を設けること。
- 2 社債、株式等の振替に関する法律において、振替株式を発行する会社は電子提供措置をとる旨の定款の定めを設けなければならない旨の規定等を設けること。

- 3 会社更生法等において、社債管理補助者について社債管理者と同様の規律を定める規定等を設けること。
- 二 会社法の一部を改正する法律により株式会社について新たに定められる規律と同様の規律の整備等
 - 1 一般社団法人における社員総会等の招集の通知に際して必要となる資料の提供について、株主総会資料の電子提供制度に関する規定と同様の規定を設けること、投資法人における投資主が有する提案権等の行使について、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定と同様の規定を設けることその他所要の整備をすること。
 - 2 商業登記法において、法人の登記申請手続に関し、あらかじめ印鑑の提出を義務付ける規定を削除等すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(修正要旨)

会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ほか2法律の改正規定中社員提案権等に関し不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ること。

【外務委員会】

○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、農産品及び工業品を対象とする物品の貿易を促進するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 農産品及び工業品を対象とする物品の貿易について、協定に別段の定めがある場合を除き、各々の譲許表に従って、関税の撤廃又は削減を行うこと。
- 二 両締約国は、いずれかの締約国の要請の後30日以内に、協定の運用又は解釈に影響を及ぼす可能性のある問題について、60日以内に相互に満足すべき解決に達するために協議を行うこと。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、両締約国が実施する関税の撤廃又は削減等の対象品目、条件等並びに両締約国の原産地規則及び原産地手続について規定している。

○デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 いずれの締約国も、締約国間における電子的な送信に対して関税を課してはならないこと。
- 二 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の領域において創作等されたデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと。
- 三 いずれの締約国も、情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を禁止又は制限してはならないこと。
- 四 いずれの締約国も、自国の領域において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該領域におけるコンピュータ関連設備の利用・設置を要求してはならないこと。

- 五 各締約国は、デジタル貿易の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持すること。
- 六 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアの自国の領域における輸入・販売等の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードやアルゴリズムの移転等を要求してはならないこと。
- 七 いずれの締約国も、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の双方向コンピュータサービスによって送信・流通等が行われる情報に関連する損害についての責任を決定するに当たり、当該コンピュータサービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ・プロバイダとして取り扱う措置を採用し、又は維持してはならないこと。

【財務金融委員会】

○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、対内直接投資等に係る事前届出制度に関し、日本経済の健全な発展につながる対内直接投資の一層の促進を図る一方、国の安全等を損なうおそれのある投資について、昨今の主要国における対応強化の動向を踏まえ、適切な対応を図る必要があるため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一定の基準を遵守し、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる対内直接投資等について、事前届出を免除する制度を新たに設けること。
- 二 上場会社の株式取得を行う場合に事前届出が必要となる株式の取得割合を引き下げるとともに、株式取得以降の会社の経営に重要な影響を与える一定の行為を、事前届出の対象に追加すること。
- 三 国内外の行政機関との情報連携を強化する規定を追加すること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 世界の安全保障環境が厳しさを増している中、我が国の対内直接投資の事前届出審査制度の改善を図る本改正が、経済の健全な発展に資する対内直接投資を一層促進しつつ、国の安全等に関わる技術の流出や事業の喪失を防止し、我が国又は国際社会の平和及び安全の維持に資するよう、事前届出制度の適切な実施に努めること。
- 二 事前届出審査の実効性を高めるため、関係省庁において定員の確保、機構の充実その他審査体制の強化を図るとともに、本改正で設けられた情報交換規定を適切に活用し、関係省庁間及び外国政府等との連携の強化に努めること。
- 三 我が国の経済成長や企業のコーポレートガバナンス強化、ベンチャー企業の発展に資する直接投資を一層促進するため、市場関係者に対し、事前届出免除制度の内容及び趣旨を広く周知するとともに、必要に応じ更なる投資促進策の検討を行うこと。
- 四 我が国の中小企業が有する国の安全等に関わる重要な技術の流出や事業の喪失を適切に防止できるよう、事前届出の審査の適切な実施に努めること。
- 五 事前届出制度の詳細を政令等で定めるに当たっては、委員会審査を通じて

確認された本改正の立法趣旨を十分に踏まえるとともに、市場関係者に分かりやすいものとなるよう、幅広く丁寧に意見を聴取し、その内容を明確化すること。

六 安全保障の観点から対内直接投資に係る対応強化の流れが国際的に見られる中、我が国の安全を脅かす対内直接投資について、内外の情報収集に鋭意努めるとともに、実効的かつ機動的な対応を行えるよう、新法の規定について検討を更に加え、国益を踏まえた必要な措置を講じること。

【文部科学委員会】

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 教育職員への労働基準法第32条の4の規定の適用

公立の義務教育諸学校等の教育職員について労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるよう、地方公務員法第58条第3項の規定の適用について必要な読替え規定を定めること。

二 教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等

- 1 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めること。
- 2 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。

三 施行期日等

- 1 この法律は、令和3年4月1日から施行すること。ただし、三の2については公布の日から、二については令和2年4月1日から施行すること。
- 2 この法律の施行に関し必要な準備行為を定めること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法第7条の指針（以下「指針」という。）において、公立学校の教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務の時間も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・規則等において教育職員の在校等時間の上限について定めるよう求めること。サービス監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記録が公務災害認

定の重要な資料となることから、公文書としてその管理・保存に万全を期すこと。

- 二 指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものではないこと、また、自宅等における持ち帰り業務時間が増加することのないよう、服務監督権者である教育委員会及び校長に対し、通知等によりその趣旨を明確に示すこと。併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情」を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発的な場合に限定されることを周知徹底すること。
- 三 服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めるとともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実現に向け十分な支援を行うこと。
- 四 政府は、1年単位の変形労働時間制の導入の前提として、現状の教育職員の長時間勤務の実態改善を図るとともに、その導入の趣旨が、学校における働き方改革の推進に向けて、1年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期間等における休日のまとめ取りであることを明確に示すこと。また、長期休業期間における大会を含む部活動や研修等の縮減を図るとともに、指針に以下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。
 - 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを遵守すること。
 - 2 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定すること。
 - 3 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないことにより、在校等時間の増加を招くことのないよう留意すること。なお、超勤4項目として臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研修等については、通常 of 所定の勤務時間内で行われるようにすること。
 - 4 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではなく勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等に一定期間集中して設定できるようにすること。

- 5 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間以上の継続した休息時間を確保する勤務間インターバルの導入に努めること。
 - 6 1年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること。
- 五 1年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日数原則6日以内、労働時間の上限1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限年間280日等とされている労働基準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。また、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時間等については、事前に教育職員に明示する必要があることを周知徹底するとともに、1年単位の変形労働時間制の導入は、地方公務員法第55条第1項及び第9項の対象であることについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。
- 六 学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまとめた平成31年1月の中央教育審議会答申の実現に向けて、国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せにせず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するための対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をはじめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。
- 七 政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。
- 八 教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教育職員の処遇の改善を図ること。
- 九 3年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

【厚生労働委員会】

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第198回国会閣法第54号）要旨

本案は、医薬品、医療機器等が安全かつ迅速に提供され、適正に使用される体制を構築するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 世界に先駆けて開発される医薬品、医療機器及び再生医療等製品並びに医療上のニーズが著しく充足されていない医薬品、医療機器及び再生医療等製品を優先審査の対象とする指定制度の創設等を行うこと。
- 二 医療上特に必要性が高い医薬品及び医療機器に係る条件付き承認制度を創設すること。
- 三 医薬品、医療機器等の承認事項のうち製造方法等の変更について、事前に厚生労働大臣が確認した計画に従った変更を行う場合の事前届出制の創設等を行うこと。
- 四 一般用の医薬品、医療機器等の消費者が直接購入する製品を除き、添付文書の製品への同梱を廃止し、電子的な方法による提供を基本とすること。
- 五 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業者に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を特定するためのバーコードの容器等への表示を義務付けること。
- 六 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度を創設すること。
- 七 一定のルールの下で、テレビ電話等による服薬指導を認めること。
- 八 薬剤師に対し、調剤時に限らず、継続的に患者の薬剤等の使用状況の把握及び服薬指導を行うことを義務付けること。
- 九 薬局開設者、医薬品、医療機器等の製造販売業者等に対し、法令遵守体制の整備を義務付けること。
- 十 承認等を受けない医薬品、医療機器等の輸入に係る確認制度を創設すること。
- 十一 虚偽、誇大広告による医薬品、医療機器等の販売に対する課徴金制度を創設すること。
- 十二 厚生労働省に、医薬品、医療機器等の安全性の確保等に関する施策の実施状況の評価及び監視を行う医薬品等行政評価・監視委員会を設置すること。
- 十三 血液由来 i P S 細胞を医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発における試験に活用する場合等の採血の制限の緩和等を行うこと。

十四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国における医療ニーズの高い革新的な医薬品、医療機器等の開発に対して、戦略的な支援を行うよう努めること。
- 二 先駆け審査制度において、指定を受けた後に要件を満たさないことが明らかになった場合には、速やかに指定を取り消すこと。
- 三 先駆け審査制度により製造販売承認を受けた抗インフルエンザ薬について、耐性ウイルスを発生しやすいことが指摘されていることから、その有効性、安全性等の状況を監視すること。
- 四 条件付き早期承認制度の対象となる医薬品等の適応疾患について、生命に重大な影響がある疾患（致命的疾患）、病気の進行が不可逆的で日常生活に著しい影響を及ぼす疾患、希少疾病といった重篤なものや、申請時に有効な治療法が確立していないものを中心とすること。また、ワクチンを含む予防薬について、条件付き早期承認制度の対象としようとするときは、特に慎重に検討すること。
- 五 条件付き早期承認制度により製造販売の承認をした場合は、速やかに有効性・安全性を再確認するために厳格な製造販売後調査等を実施すること。また、承認を受けた医薬品・医療機器の使用に際しては、通常 of 医薬品・医療機器と異なり、一定程度の有効性及び安全性が確認されたものにとどまることから、製造販売後に再確認を必要とするものであることについて、患者に対して適切な情報提供がなされるよう努めること。さらに、承認を受けた医薬品等の評価に係る調査等結果の提出期限については、実施に必要な最低限の期間を品目ごとに定めること。
- 六 条件付き早期承認制度によって承認の際に付された条件を満たさなくなった場合には、速やかに承認の取消し又は承認事項について変更を命ずること。
- 七 添付文書の電子化に当たっては、添付文書の情報が改訂された際に、それが直ちに確実に伝達されるための環境整備を図ること。また、災害等により、停電やサーバーに不具合が発生したような場合の添付文書情報へのアクセスを確保するための方策について検討すること。
- 八 これまで進めてきた医薬分業の成果と課題を踏まえ、患者の多くが医薬分

業のメリットを実感できるような取組を進めること。

- 九 健康サポート薬局の届出数が少数にとどまっている現状を踏まえ、その要因を分析して検討し、必要な対策を講ずること。
- 十 製薬企業等からの医薬品等の臨床研究に関する資金提供の情報等の公表について、臨床研究法の趣旨にのっとり、更なる透明性の確保が図られるよう、製薬企業等に対して趣旨の徹底を図ること。
- 十一 医薬品等行政評価・監視委員会を厚生労働省に設置することについて、委員会の独立性に疑念を招かないように細心の注意を払うこと。また、委員の利益相反がないよう厳格に監視すること。さらに、委員には、薬害被害者を含めること。
- 十二 採血事業者に対して、骨髄バンクへの登録呼びかけを行うよう協力を求めること。
- 十三 新たな虚偽・誇大広告に対する課徴金制度についてその抑止効果の評価を行うこと。
- 十四 「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」で提言された法違反時の役員変更命令の法定化について、本法の施行状況を踏まえ検討を行うこと。

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第3号）要旨

本案は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係の形成が困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかったこと、国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびし、偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにすること、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定することを明らかにする前文を設けること。
- 二 この法律において「ハンセン病元患者」とは、らい予防法が廃止されるま

での間（平成8年3月31日までの間）に、ハンセン病の発病歴のある者をいい、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者と一定の親族関係があった者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。

三 国は、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給すること。

四 補償金の額は、ハンセン病元患者の配偶者（事実婚を含む。）、親、子等は180万円とし、兄弟姉妹、ハンセン病元患者と同居していた兄弟姉妹の配偶者及び孫等は130万円とすること。

五 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行うこと。請求の期限は、この法律の施行の日から5年とすること。

六 厚生労働大臣は、補償金の支給の請求を受けたときは、請求者がハンセン病元患者家族であることを確認することができる場合を除き、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会に審査を求め、その審査の結果に基づき認定を行うものとする。

七 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置及び補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

八 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号）要旨

本案は、ハンセン病問題解決の一層の促進のため、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等のみならず、その家族も、偏見と差別の中で長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にハンセン病の患者であった者等の家族を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医師等の兼業に関する国家公務員法の特例を設ける等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図る等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○母子保健法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第8号） 要旨

本案は、母性及び乳児の健康の保持及び増進を図るため、出産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、産後ケアセンター（病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であって、産後ケアを行うものをいう。）等において、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、短期入所、通所又は訪問による心身のケアや育児のサポート等の産後ケア事業を行うよう努めなければならないものとする。
- 二 市町村は、産後ケア事業を行うに当たっては、厚生労働省令で定める産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準に従って行わなければならないものとする。
- 三 市町村は、産後ケア事業の実施に当たっては、母子健康包括支援センター等との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく他の母子保健事業並びに児童福祉法等に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

<委員会決議>

○産後ケア事業の推進に関する件

政府は、孤立しがちな現代の育児環境にあつて、産後ケア事業の重要性が高まっていることに鑑み、産後ケア事業の進捗状況等を踏まえ、市町村の取組が推進されるよう、適宜適切な見直しを行うこと。

右決議する。

【農林水産委員会】

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農林水産物・食品輸出本部の設置

- 1 農林水産省に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画立案及び推進並びに関係行政機関の事務の調整に関する事務を行う農林水産物・食品輸出本部（以下「本部」という。）を置くものとする事。
- 2 本部の長は、農林水産大臣をもって充て、本部員は、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等をもって充てるものとする事。
- 3 本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針を定めるとともに、同基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成し、その進捗状況を管理するものとする事。

二 農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置

- 1 主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から輸出証明書（輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書）の発行を求められている場合、輸出証明書を発行することができるものとする事。
- 2 主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関が定める要件に適合する農林水産物及び食品の生産区域を指定することができるものとする事。
- 3 主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関（民間の専門能力がある機関で主務大臣の登録を受けたもの）は、輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設を認定することができるものとする事。

三 農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

事業者が輸出の拡大のため、生産の合理化等を図る輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、日本政策金融公庫による長期低利融資等の支援措置を受けられるものとする事。

四 施行期日等

- 1 この法律は、令和2年4月1日から施行するものとする事。

- 2 農林水産省設置法の一部を改正し、農林水産省の所掌事務に本部の事務を追加すること。

(附帯決議)

我が国では、人口減少や高齢化を背景に、今後国内の食市場は縮小する一方、世界に目を転じると、アジアを中心とした新興国では経済成長、人口増加が進んでおり、世界全体の食市場は大きく拡大するものと見込まれている。また、我が国の農林水産物・食品は、安全でおいしいと諸外国から高い評価を受けており、農林水産物・食品の輸出額は昨年まで6年連続で過去最高を更新している。こうした中、世界の食市場の更なる獲得に向けては、成長著しいアジア諸国のみならず、富裕層を擁する欧米の大市場も重視した、一層、戦略的・積極的な取組が必要である。

しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が平成23年の原発事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど、厳しい課題にも直面している。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 農林水産物・食品輸出本部が輸出促進を担う司令塔組織として十分に機能するよう、実効ある組織体制を整備すること。
- 二 流通の広域化や国際化が進む中で、日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化していくため、GAP認証等、世界の食市場において通用する認証を取得しようとする取組を更に推進すること。
- 三 食品・農林水産物等の輸入条件としてHACCPの取組を求める動きが世界的に広がっている現状を踏まえ、HACCPの導入等に取り組む事業者に対し、その事業規模に即したきめ細かな支援措置を実施すること。
- 四 我が国の地理的表示や地名の海外における不正使用や、第三者による商標登録、植物新品種の海外流出が行われないよう、適切に対応すること。また、農林水産業の輸出力強化に向け、知的財産の戦略的活用に取り組むこと。
- 五 和牛は関係者が長い年月をかけて改良してきた我が国固有の貴重な財産であり、不正に外国に持ち出されたり、使用されたりすることのないよう、流通管理の在り方や知的財産としての遺伝資源の保護の在り方について、法整備も含めた検討を加速すること。

- 六 原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、政府間交渉に必要な情報・科学データの収集・分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を引き続き強く要請すること。
- 七 昨年9月に国内において26年ぶりに発生した豚コレラについて、その発生及び感染拡大の原因を徹底的に究明・分析した上で、あらゆる手段を行使し、将来の輸出拡大も見据え、一刻も早い事態の終息に努めること。
- 八 農林水産物・食品の輸出促進に取り組むに当たっては、農林漁業者の経営の安定と所得の向上、農山漁村の活性化に資するよう、十分留意すること。右決議する。

○肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化に鑑み、肥料の品質の確保及び肥料生産等に関する規制の合理化を図るため、肥料の公定規格に使用される原料についての規格を追加するとともに、届出により普通肥料と特殊肥料を配合した肥料の生産を可能とするほか、肥料の表示の基準の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名の改正

法律の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律」とすること。

二 肥料の原料管理制度の導入

- 1 農林水産大臣は、肥料に使用される原料についての規格を定めること。
- 2 肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が、肥料の原料又は生産の方法に関して、虚偽の宣伝をし、又は誤解を生ずるおそれのある名称を用いることを禁止すること。
- 3 肥料の生産業者又は輸入業者は、その生産又は輸入した肥料の原料その他の農林水産省令で定める事項を記載した帳簿を備え付けなければならないものとする。

三 肥料の配合に関する規制の見直し

次に掲げる肥料について、届出により生産又は輸入することができるものとする。

- (一) 専ら登録を受けた普通肥料が配合される普通肥料
- (二) 登録を受けた普通肥料及び届出がされた特殊肥料が配合される普通肥料
- (三) 登録を受けた普通肥料又は届出がされた特殊肥料に、農林水産省令で

定める土壌改良資材が混入される普通肥料

(四) 農林水産大臣が定める方法により、(一)から(三)までの肥料を加工する普通肥料

四 肥料の表示基準の整備

- 1 農林水産大臣は、普通肥料の品質や効果に関する表示基準を定めることができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、普通肥料及び特殊肥料の表示基準に従わない者に対し、必要に応じ、指示、公表又は命令を行うことができるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二及び四については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

世界的に肥料需要が高まる中で、将来にわたる肥料の安定供給のためには、国内で発生する低廉な堆肥や産業副産物由来の原料の活用を進めることが重要とされている。また、農地土壌について、地力の低下や塩基バランスの崩れ等が懸念される状況にあることから、肥料に関し、品質の確保はもとより農業現場の需要に柔軟に対応した供給を行うことが求められている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 原料のリスト化に伴う公定規格の見直しに当たっては、土壌の改善、資源循環等のメリットを有する産業副産物由来の原料の有効利用に留意すること。その際、肥料原料に係る有害物質の除去・混入防止をはじめ、肥料の品質及び安全性確保のための実効性ある監視体制を整備すること。
- 二 肥料の原料についての帳簿への記載の義務化については、違反事例がある場合等における迅速な入手経路の把握及び対応が行えるよう、トレーサビリティの実効性を確保すること。
- 三 普通肥料の表示基準の策定及び保証票の記載内容の見直しについては、農業者の利便性を向上させ、施肥に有用な情報の提供を充実することを旨として行うとともに、併せて原料構成の変更に伴う保証票の作り直し等に係る生産業者の負担軽減についても配慮すること。

四 肥料の登録及び届出の手続については、電子化する等により、一層の合理化を図ること。

五 地力の増進、収量の増加等、農業生産力を強化するため、土壌診断に基づく適切な土づくりの促進を図ること。また、土づくりに重要とされる堆肥をはじめとする特殊肥料の利用拡大に向け、耕種農家のニーズ等に対応した堆肥の高品質化を図るとともに、家畜排せつ物の地域偏在や輸送等の課題を解消するために必要な措置を講じること。

六 題名を含めた抜本の見直しを内容とする本法について、肥料の品質の確保及び農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等の推進の観点から行われるものであることを周知徹底するとともに、施行に伴い、農業経営の安定に資する安価で高品質な肥料の供給促進を図り、農業者への新たな負担や肥料の製造・流通段階での混乱が生じないようにすること。

右決議する。

○商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第16号）要旨

本案は、商業捕鯨の再開等捕鯨を取り巻く状況を踏まえ、鯨類の持続的な利用の確保を図るため、鯨類科学調査の定義より捕獲の例示を削除するとともに、捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名を「鯨類の持続的な利用の確保に関する法律」に改めること。

二 鯨類の持続的な利用の確保は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

1 鯨類科学調査が、主として捕鯨業を鯨類の持続的な利用が確保されるように実施するために必要な科学的知見を得ることを目指して実施されること。

2 捕鯨業に関する施策が、次に掲げる事項を旨として講じられること。

(一) 捕鯨業が、鯨類の持続的な利用のため鯨種ごとに科学的根拠に基づき算出される捕獲可能量の範囲内で実施されること。

(二) 捕鯨業が、我が国が締結した条約等及び確立された国際法規に基づき実施されること。

(三) 捕鯨業を取り巻く状況に鑑み、適切な支援により、捕鯨業が円滑に実施されるようにすること。

- 三 鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置に、鯨類科学調査の実施に当たっての捕鯨業者の協力の確保を加えること。
- 四 政府は、鯨類の持続的な利用が確保されるように捕鯨業が実施されるようにするため、捕獲可能量の算出、当該捕獲可能量の範囲内で捕鯨業者が1年間に捕獲することができる頭数の設定、これを超える捕獲が行われないことを確保するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
- 五 政府は、捕鯨業の円滑な実施を支援するため、捕鯨業に係る船舶及びその乗組員の確保の支援、鯨類の捕獲、解体及び保蔵に係る技術の開発及び普及の促進その他必要な措置を講ずるものとする。
- 六 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見及び我が国における鯨類の持続的な利用の確保に関する情報の関係する国際機関への提供その他の鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進に努めるものとする。
- 七 政府は、法令の規定に違反して捕獲された鯨類の流通を防止するため、捕獲された鯨類の個体識別のための情報の適正な管理、流通に関する調査その他必要な措置を講ずるものとする。
- 八 政府は、捕鯨業の円滑な実施の支援、鯨類の持続的な利用の確保のための施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 九 この法律は、公布の日から施行すること。

＜委員会決議＞

○令和2年度畜産物価格等に関する件

我が国の畜産・酪農経営においては、飼養戸数の減少が続いている。1戸当たり飼養頭羽数は増加を続けているものの、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、畜産物の安定供給のためには生産基盤の強化が必要不可欠な状況にある。特に、経営継続の危機にさらされている中小・家族経営を強力に支援するとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境を構築することが重要な課題となっている。

また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日EU経済連携協定）が発効し、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（日米貿易協定）が締結される中、我が国の畜産・酪農の将来に対する懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和2年度の畜産物価格及び関連対

策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 CSF（豚コレラ）の豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させるとともに、ASF（アフリカ豚コレラ）のアジアにおける感染の拡大を念頭に置き、飼養衛生管理の水準を更に高めるための取組を強力に支援すること。常に、家畜伝染病の脅威を深く認識し、水際検疫徹底を図るとともに、豚等の所有者と行政機関及び関係団体との緊密な連携を確保し、実効ある防疫体制を構築すること。予防的ワクチンを接種した豚等の安全性については、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行うこと。これらの措置を着実に進めるためにも、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ること。
- 二 多発する自然災害による畜産・酪農の被害への支援対策を充実・強化すること。特に、被災した機械・畜舎の再建・修繕・再取得や、停電に伴い発生した乳房炎の治療、家畜の死亡・廃用に伴う新規の家畜導入等の支援を行うこと。
- 三 規模の大小を問わず、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、組織的な生産体制の整備、畜産物の付加価値の向上、良質かつ低廉な飼料等の供給等の取組を通じて、魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、地域性を踏まえた実効性のある施策を実施すること。
- 四 CPTPP、日EU経済連携協定、日米貿易協定が、我が国畜産・酪農経営に与える影響の実情については、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、新たな国際環境下において、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、経営の安定を図ること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。
- 五 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営を含む酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、期中における一方的な出荷先の変更により集送乳の調整に混乱を来す事例等が発生していることを踏まえ、将来的な酪農家の所得確保や集送乳

合理化等の観点から現行制度を十分に検証するとともに、こうした事例が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。

さらに、近年、ひっ迫している生乳の需給状況について長期的に見通し、酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給の確保が図られるよう、国の主導により各般の取組を一層推進すること。

六 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

七 酪農経営を支える酪農ヘルパーについては、その要員の確保や育成、酪農家の傷病時利用に際しての負担軽減、利用組合の組織強化への支援を行うこと。また、酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入、高度な経営アドバイスの提供のためのビッグデータ構築を支援すること。さらに、これらの施策との連携を図りつつ、畜産・酪農への就農を経営ステージに応じてきめ細かく支援する総合的な対策を強力に展開すること。

また、持続的な畜産・酪農構造の実現を図る観点から、畜産GAPの指導員等の育成、普及・推進体制を強化すること。

八 我が国及び世界での国産畜産物の需要に対応し、畜産・酪農の収益力・生産基盤・競争力を強化するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスター等について、中小・家族経営にも配慮しつつ、地域の実情に合わせて地域が一体となって行う、収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入、バイオガス発電等による家畜排せつ物の有効活用、環境負荷軽減の取組等を強力に支援すること。加えて、外部支援組織の活用、家畜能力の向上、繁殖基盤の強化、乳業工場・食肉処理施設の再編整備、国産ナチュラルチーズ等の競争力強化に向けた取組等を支援するとともに、これらの施策等により食料自給率の向上を図ること。

九 我が国固有の財産である和牛の精液や受精卵については、その流通管理の徹底を図るとともに、遺伝資源の知的財産的価値の保護を強化すること。

十 国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により畜産農家の経営安定を図り、飼料自給率を向上させるため、気象リスク分散等による粗飼料の安定的な収量確保、飼料生産の効率化、放牧、国産濃厚飼料の生産拡大、未利用資源の利用、有機畜産物生産の普及を支援するとともに、飼料生産の基盤整備を推進すること。また、配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営

の安定に資するよう、同制度に係る補填財源の確保及び長期借入金の計画的な返済を促すことにより、制度の安定的な運営を図ること。

十一 国産畜産物の輸出に当たっては、統一マークの活用等により、日本ブランドを前面に立てた販売戦略、国産畜産物の強みを活かす調理技術等の普及を行うとともに、世界での国産畜産物需要の増加に対応できる生産基盤を構築すること。

また、輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設等の整備を促進するとともに、輸出先国・地域の食品安全に関する規制への対応については、政府一体となって、戦略的かつ迅速に進めること。

十二 原発事故に伴う放射性物質に汚染された稲わら、牧草及び牛ふん堆肥等の処理を強力に推進するとともに、永年生牧草地の除染対策、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

右決議する。

【経済産業委員会】

○情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

要旨

本案は、急速なデジタル技術の進展による社会経済情勢の変化を踏まえ、高度な情報化社会の実現を図るため、情報処理システムの運用及び管理に関する指針の策定、認定制度の創設並びに独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 企業のデジタル経営改革の促進

経済産業大臣は、企業経営における戦略的な情報処理システムの運用及び管理に関する指針を策定し、申請に基づき、指針を踏まえ、優良な取組を行う事業者を認定する制度を創設すること。

二 独立行政法人情報処理推進機構の機能強化

- 1 各省各庁の長又は事業者の依頼に応じて、情報処理システムを利用した事業者間連携・産業間連携の取組を支援する業務を追加すること。
- 2 クラウドサービスの安全性評価制度の実施業務を追加すること。

三 情報処理安全確保支援士の規定の見直し

情報処理安全確保支援士に3年毎の更新制を導入すること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 デジタル経営改革の推進については、個人情報保護に万全を尽くすとともに、我が国の産業競争力の強化を図られるよう、外部専門家の知見、アドバイスを積極的に取り入れ適切な指針の策定を行い、超少子高齢化及び労働力人口の減少を踏まえた経済社会情勢の急激な変化、デジタル技術の進化に対応できるよう適時見直しを行うこと。また、認定制度の導入に当たっては、企業規模を問わない制度設計を行うこととし、「2025年の崖」の克服に向けてレガシーシステム刷新への集中的な取組を加速させるとともに、レガシーシステムを持ち合わせていない企業についても新たなデジタル経営改革への取組の促進に資するよう更なる支援措置を検討すること。
- 二 I o T、A I、ビッグデータなど先進的なデジタル技術を活用するためのアーキテクチャ構築に当たっては、様々な産業や事業者が関わることから

ニーズの把握を十分に行うとともに、日本企業が世界規模で進んでいる技術開発や標準化、ルール形成等をリードすることができるように、コネクテッド・インダストリーズの重点分野を中心に戦略的な取組を進めること。

三 クラウドサービスの安全評価体制の構築に当たっては、官民双方が安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、利用者の権利保護の観点を踏まえ、個人情報保護に特に配慮し、災害やサイバー攻撃といったあらゆるリスクに備えるとともに、政府においてもクラウドサービス関連技術の利用に適した体制整備を進めること。

四 デジタル社会において重要性を増す高度IT人材・セキュリティ人材の育成・確保については、求められる人材像を明確にするほか、産学連携による実践的な人材育成など、地方の実情も踏まえた具体的な取組を総合的に進めること。情報処理安全確保支援士については、資格保有者、企業の双方にとって制度を活用するインセンティブが高まるような取組も含め、質の高いセキュリティ人材の確保に資する制度運営に努めること。

五 ソサエティ5.0の実現に向け、企業におけるデジタル経営改革の必要性について、中小企業を含め経営者、従業員、関係者からの理解が得られるよう、具体例をわかりやすく明示するなどの方法により、更なる普及啓発に努めること。また、企業だけでなく、個人のITリテラシーを向上させるための取組を進めること。

○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第198回国会承認第3号）要旨

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成31年4月9日閣議決定）に基づき、平成31年4月14日から平成33年4月13日までの間、同法第48条第3項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、同法第52条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び同法第25条第6項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課す

る措置を講じたことについて、同法第10条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【国土交通委員会】

○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、洋上風力発電設備の円滑な設置及び維持管理を図るため、国土交通大臣が指定した港湾の埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設するほか、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るため、国土交通大臣が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し必要な情報の提供等を行うこととする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾制度の創設等

- 1 国土交通大臣は、洋上風力発電設備の設置及び維持管理に必要な、一定の規模以上であることその他の要件に該当する埠頭（海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭）を有する港湾のうち、当該港湾の利用状況その他の事情を勘案し、当該港湾の効果的な利用の推進を図ることが我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上のために特に重要なものを、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾として指定することができること。
- 2 国土交通大臣及び港湾管理者は、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭を構成する行政財産である港湾施設を洋上風力発電設備の設置及び維持管理をする者に貸し付けることができること。
- 3 港湾区域における公募占用計画の認定の有効期間を20年から30年に延長すること。

二 国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加の取組強化

- 1 国際戦略港湾の港湾運営会社の運営計画の記載事項に国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るための取組として国土交通省令で定めるものの内容を追加すること。
- 2 国際戦略港湾の港湾運営会社へ派遣される国の職員に係る特例を設けること。
- 3 国土交通大臣は、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加に資するため、国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、1に係る業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 創設される海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾制度については、発電事業者による港湾施設の長期使用が想定されることから、旅客運送事業者、貨物運送事業者、漁業者といった先行利用者への影響が最小限となるよう運用に留意し、非常災害時に港湾施設の公共性にも配慮した運用がなされるよう努めること。
- 二 地震や台風など災害が頻発する我が国の特性、自然環境の変化に鑑み、洋上風力発電設備に係る設計施工、維持管理について、国民の生命及び財産並びに海洋の安全確保が適切に図られるよう、必要に応じ、適時適切の見直しを行うこと。
- 三 海洋再生可能エネルギー発電事業者が行う洋上風力発電設備の設計施工において、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。
- 四 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の発電事業者への貸付けに当たっては、将来の洋上風力発電分野の健全な発展に資するとともに、電気料金への転嫁により消費者が不利益を被ることのないよう、適切な貸付料の設定を行うこと。
- 五 発電事業者の経営破綻や資金不足により、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭において事業者が設置する施設や洋上の発電施設が放棄されることがないように、保証金や積立制度の義務付け等の、撤去費用を確保するための効果的な対策の検討及びその具現化を図ること。
- 六 港湾の国際競争力の強化が我が国における産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、効率的就業的かつ集中的に実施するとともに、AI等の最先端技術の活用等によるターミナル運営の生産性向上のための必要な措置を講ずること。また、各地域の港湾が物流コストやリードタイムの低減等を通じて、産業競争力の強化や雇用と所得の創出に重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化に努めること。

七 港湾運営会社への公務員の派遣等に当たっては、港湾運営会社からの要請を十分踏まえつつ、国際基幹航路の維持・拡大に資する適切な人材の派遣を行うこと。また、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かれることのないよう、その運用に万全を期すこと。

【安全保障委員会】

○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官の初任給の引上げ等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一般職の国家公務員の例に準じた改正

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
- 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和元年12月期の期末手当の支給割合を100分の172.5とすること。
- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される令和2年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の170とすること。

二 自衛官の初任給等の引上げのための改正

自衛官俸給表の俸給月額及び自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額を改定すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一の3に関する規定は令和2年4月1日から施行し、二に関する規定は令和3年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。
- 2 一の1の改正後の規定は、平成31年4月1日から適用すること。
- 3 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

【議院運営委員会】

○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第2号）要旨

本案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の給料月額の一部を改定すること。
- 二 令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三 令和2年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は、令和2年4月1日から施行すること。
- 五 一は、平成31年4月1日から適用すること。

【災害対策特別委員会】

○令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）要旨

本案は、令和元年特定災害関連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら同義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 令和元年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

二 令和元年特定災害関連義援金

この法律において「令和元年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害に係る義援金をいうこと。

- 1 令和元年8月26日から同月29日までの間の豪雨による災害
- 2 令和元年台風第15号、令和元年台風第19号又は令和元年10月24日から同月26日までの間の豪雨による災害

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった令和元年特定災害関連義援金についても適用すること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。
- 3 差押えの禁止等の対象となる義援金の範囲その他の義援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【地方創生に関する特別委員会】

○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第198回国会閣法第48号）

要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域住宅団地再生事業の創設

1 地域再生計画に記載することができる事項に、地域住宅団地再生事業（自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域（地域住宅団地再生区域）において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は生活環境の整備に資するものをいう。以下同じ。）に関するものを追加すること。

2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築物の建築等の許可、介護事業者の指定及び道路運送事業の許可等の手続の特例等を追加すること。

二 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設

1 地域再生計画に記載することができる事項に、既存住宅活用農村地域等移住促進事業（農村地域等移住促進区域に移住する者に対して当該区域内における既存住宅の取得等及び農地等についての権利の取得を支援することにより当該区域への移住の促進を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものをいう。以下同じ。）に関するものを追加すること。

2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、既存住宅活用農村地域等移住促進事業に対する都市計画法等による許可その他の処分についての配慮規定及び農地等の権利移動の許可の手続の特例を追加すること。

三 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設

1 地域再生計画に記載することができる事項に、民間資金等活用公共施設等整備事業（地方公共団体が所有又は管理する土地又は施設の有効活用を

図る事業であって、民間の資金等を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもののうち、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものをいう。以下同じ。)に関するものを追加すること。

2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加すること。

四 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

地域再生制度及び構造改革特別区域制度については、国家戦略特別区域制度及び総合特別区域制度を含めた類似の制度との関係を整理した上で、各制度の役割や特例措置等に係る提案の際の手續・要件等を明確化するなど、地方公共団体にとって利用しやすいものとなるよう、必要な見直しを前向きに検討するとともに、規制の特例措置が特定の地域や事業者のためのものとならないよう、定期的に評価・検証し、可能なものについては、積極的に全国展開を進めること。

○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法の特例措置を追加するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 酒税法の特例に関する措置の追加

清酒の製造免許を保有する者が、清酒の製造体験を実施しようとする場合、当該製造体験に係る製造場を既存の製造場と同一とみなす酒税法の特例措置を講ずること。

二 都市計画法の特例に関する措置の追加

周辺地域の市街化の進展等が特に著しく、建築需要が急激に増大している等の一定の市街化調整区域について、地方公共団体による土地区画整理事業の施行を可能とする都市計画法の特例措置を講ずること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

地域再生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（57頁参照）

IV 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	人事院の国会及び内閣に対する令和元年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、住居手当及び勤勉手当の額の改定等を行うもの	10/11	11/15
	○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するもの	10/11	11/15
総務	●行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第6号）	法律の目的に国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が1人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設けるもの	11/19	11/27
	●地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案（総務委員長提出、衆法第7号）	特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図るもの	11/19	11/27
法務	○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うもの	10/11	11/22
	○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）		10/11	11/22

委員会名	議案名	概要	提出	成立
法務	○会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）（修正）	会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を行うもの なお、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削る修正を行った。	10/18	12/ 4
	○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第11号）（修正）	会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法ほか90の関係法律の規定の整備等を行うもの なお、会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律ほか2法律の改正規定中社員提案権等に関し不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削る修正を行った。	10/18	12/ 4
外務	○日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	米国との間で、農産品及び工業品を対象とする物品の貿易を促進するための法的枠組みについて定めるもの	10/15	12/ 4
	○デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	米国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的枠組みについて定めるもの	10/15	12/ 4
財務金融	○外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	対内直接投資等に係る事前届出制度に関し、日本経済の健全な発展につながる対内直接投資の一層の促進を図るため、事前届出を免除する制度を新たに設ける一方、国の安全等を損なうおそれのある投資について、昨今の主要国における対応強化の動向を踏まえ、適切な対応を図るため、事前届出が必要となる上場株式の取得割合を引き下げる等の措置を講ずるもの	10/18	11/22

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
文部科学	○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとするもの	10/18	12/ 4
厚生労働	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第198回国会閣法第54号）	医療上特に必要性が高い医薬品・医療機器に係る条件付き承認制度の創設、薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化、虚偽・誇大広告による医薬品・医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、医薬品等行政評価・監視委員会の設置等の措置を講ずるもの	(平成31年) 3/19	11/27
	●ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第3号）	国の隔離政策により、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦難を強いられてきたことに鑑み、元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項等を定めるもの	11/ 8	11/15
	●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号）	これまで「ハンセン病の患者であった者等」を対象としていた名誉の回復、福祉の増進等の規定の対象にその「家族」を加えるとともに、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実を図るもの	11/ 8	11/15
	●母子保健法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第8号）	出産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を法律上に位置付け、同事業の実施に係る市町村の努力義務を定めるもの	11/22	11/29
農林水産	○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案（内閣提出第5号）	我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずるもの	10/11	11/20

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	肥料の品質の確保及び肥料生産等に関する規制の合理化を図るため、肥料に使うことができる原料の範囲の規格を設定するとともに、届出により普通肥料と特殊肥料（米ぬか、堆肥等）を配合した肥料の生産を可能とするほか、肥料の表示基準の整備等の措置を講ずるもの	10/11	11/27
	●商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第16号）	商業捕鯨の再開等捕鯨を取り巻く状況を踏まえ、鯨類の持続的な利用の確保を図るため、鯨類科学調査の定義より捕獲の例示を削除するとともに、捕鯨業の適切かつ円滑な実施のための措置等について定めるもの	11/28	12/ 5
経済産業	○情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	急速なデジタル技術の進展による社会経済情勢の変化を踏まえ、経営における戦略的な情報処理システムの利用の在り方を示す指針を国が策定し優良な事業者を認定する制度を創設するとともに、独立行政法人情報処理推進機構の業務に事業者間等で異なるシステムを連携するための共通の技術仕様である「アーキテクチャ」の策定等を加えるもの	10/15	11/29
	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第198回国会承認第3号）	平成31年4月14日から令和3年4月13日までの2年間、外国為替及び外国貿易法に基づき北朝鮮に対する輸出入禁止等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの	(平成31年)4/16	12/ 4
国土交通	○港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	洋上風力発電設備の円滑な設置及び維持管理を図るため、国土交通大臣が指定した港湾の埠頭を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設するほか、国際基幹航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船の寄港回数の維持又は増加を図るため、国土交通大臣が国際戦略港湾の港湾運営会社に対し必要な情報の提供等を行うこととする等の措置を講ずるもの	10/18	11/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
安全保障	○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	人事院勧告に対する政府の取扱い方針（閣議決定）に基づき、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省の職員の給与改定を行うとともに、同方針を踏まえ自衛官の初任給を改善するもの	10/11	11/15
議院運営	●国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第2号）	人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うもの	11/7	11/15
災害対策	●令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第9号）	令和元年8月26日から同月29日までの間の豪雨による災害に係る義援金及び令和元年台風第15号、令和元年台風第19号又は令和元年10月24日から同月26日までの間の豪雨による災害に係る義援金について、その拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	11/28	12/6
地方創生	○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第198回国会閣法第48号）	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講ずるもの	(平成31年) 3/15	12/2
	○構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、清酒の製造を体験するための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置及び地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業に係る都市計画法の特例措置を追加するもの	10/18	12/2

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議案名	概要
内閣	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号） （立憲・国民・無会・自由・社民）	行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの
	●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの
	●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの
	●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号） （立憲・国民・無会・社民）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号） （立憲・国民・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、第197回国会衆法第11号） （立憲・国民・無会・自由）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号） （立憲・国民・無会・共産・社民・自由）</p>	<p>全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの</p>
	<p>●天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、第198回国会衆法第6号） （国民）</p>	<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後において平成の元号を用いて同日以後の日を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記について、令和の元号を用いてこれに相当する日を表している表記として取り扱うこととする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、第198回国会衆法第25号） （国民）</p>	<p>重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等並びに各議院の委員会等による調査命令及び議員による当該調査命令の要請等について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●手話言語法案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第26号） （立憲・国民・共産・社民）</p>	<p>手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るため、手話の習得等に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（初鹿明博君外7名提出、第198回国会衆法第27号） （立憲・国民・共産・社民）</p>	<p>全ての視聴覚障害者等が、円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現するため、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●多文化共生社会基本法案（中川正春君外5名提出、第198回国会衆法第28号） （立憲）</p>	<p>我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
総務	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望*・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号） （立憲・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、第198回国会衆法第15号） （立憲・共産・社民）</p>	<p>現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの</p>
	<p>●出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第35号） （国民）</p>	<p>家畜伝染病予防法第36条第1項の規定により輸入してはならないこととされる物を所持する外国人を上陸拒否の対象とするもの</p>
財務金融	<p>●自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外2名提出、第198回国会衆法第29号） （国民・社保・未来）</p>	<p>自動車が国民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置を定めるもの</p>
文部科学	<p>●青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外8名提出、第198回国会衆法第20号） （自民・国民・公明・維新・未来）</p>	<p>青少年自然体験活動等を推進し、もって我が国の活力の向上に寄与するため、その推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●独立行政法人大学入試センター法の一部を改正する法律案（川内博史君外5名提出、衆法第5号） （立国社・共産）</p>	<p>大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験は、多肢選択式によることとするもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
文部科学	●大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（城井崇君外6名提出、衆法第10号） （立国社・共産）	大学等における修学の支援において、配偶者と死別又は離婚した後婚姻をしていない者、未婚のまま父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの等により生計を維持する学生等が置かれている経済的な状況を踏まえるとともに、これらの学生等の間に不均衡が生じないように配慮を義務付けるもの
厚生労働	●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）	介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）	保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの
	●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、第198回国会衆法第19号） （立憲・社民）	公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの
	●認知症基本法案（田村憲久君外5名提出、第198回国会衆法第30号） （自民・公明）	認知症施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、認知症施策推進基本計画等の策定について定めるとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの
農林水産	●主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの
	●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）	国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号) (立憲・国民・無会・自由・社民)</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、第198回国会衆法第34号) (国民)</p>	<p>アフリカ豚コレラをはじめとする監視伝染病の病原体が国内に侵入することを防止するため、必要な訓練を受けた犬の配置その他の輸入検疫に係る体制の整備についての規定を新設するもの</p>
経済産業	<p>●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号) (立憲・共産・自由・社民)</p>	<p>原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置するもの</p>
	<p>●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案(近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第21号) (立憲・国民・共産・社保・社民)</p>	<p>地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	<p>●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（近藤昭一君外5名提出、第198回国会衆法第22号） （立憲・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第23号） （立憲・国民・共産・社保・社民）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画の作成等について定めるもの</p>
	<p>●エネルギー協同組合法案（近藤昭一君外7名提出、第198回国会衆法第24号） （立憲・国民・共産・社保・社民）</p>	<p>地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの</p>
国土交通	<p>●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷲尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民・無）</p>	<p>航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの</p>
環境	<p>●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号） （立憲・希望※・社民）</p>	<p>原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	<p>●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号） （立憲・国民・無会・自由・社民）</p>	<p>会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの</p>
	<p>○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第198回国会、内閣提出）</p>	<p>一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から平成30年9月28日までの間において決定された使用額は、河川等災害復旧事業等に必要な経費等37件、計1,939億円余</p>
	<p>○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第198回国会、内閣提出）</p>	<p>一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から平成31年3月29日までの間において決定された使用額は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費等3件、計5億円余</p>
	<p>○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余</p>

委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	○平成29年度一般会計歳入歳出決算 平成29年度特別会計歳入歳出決算 平成29年度国税収納金整理資金受払計算書 平成29年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入103兆6,440億円余、歳出98兆1,156億円余であり、差引き剰余は5兆5,284億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆4,869億円余、歳出合計374兆1,502億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額75兆9,847億円余、一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円余であり、資金残額は1兆3,612億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,296億円余、支出合計9,618億円余
	○平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より8,161億円余増加し、106兆8,241億円余
	○平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より301億円余増加し、1兆1,108億円余
	○平成30年度一般会計歳入歳出決算 平成30年度特別会計歳入歳出決算 平成30年度国税収納金整理資金受払計算書 平成30年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入105兆6,974億円余、歳出98兆9,746億円余であり、差引き剰余は6兆7,227億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計381兆1,771億円余、歳出合計368兆9,360億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額78兆2,204億円余、一般会計等の歳入への組入額等は76兆8,977億円余であり、資金残額は1兆3,227億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆2,307億円余、支出合計1兆635億円余
	○平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成30年度末現在額は、平成29年度末現在額より1兆7,697億円余増加し、108兆5,939億円余
議院運営	●行政監視院法案（辻元清美君外5名、第198回国 会衆法第31号）（立憲・国民・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化を図り、国政の健全な発展に寄与するため、国会に行政監視院を置くもの

委員会名	議案名	概要
議院運営	●国会法の一部を改正する法律案（辻元清美君外5名、第198回国会衆法第32号） （立憲・国民・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化に資するため、国会に行政監視院を置くもの
倫理選挙	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号） （立憲・無会）	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号） （立憲・国民・無会・社民）	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号） （立憲・国民・無会・社民・自由）	国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの
震災復興	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの
	●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置の創設等をするもの
	●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）（立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外6名、第198回国会衆法第36号） （立憲・国民・共産・維新・社保・社民・無）</p>	<p>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、国による支給基準の作成及び公表に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの</p>

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号） （自民・公明・維新・希望*）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの</p>
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、第198回国会衆法第9号） （国民）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人が憲法改正案に関する正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛成又は反対の判断を行うことができる環境の整備等を図るため、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止、特定国民投票運動団体の届出及び収支報告、国民投票運動等に関する支出金額の制限、国民投票運動等に関する寄附の制限、インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化、国民投票の当日における国民投票運動の禁止その他の公正な国民投票運動等の実施のための措置、憲法改正案の広報の充実強化及び投票環境の整備等並びに国政選挙の選挙運動期間と国民投票の期日前投票の期間との重複を回避し国民投票に関する周知等のための十分な期間を確保するための措置等を講ずるもの</p>

※希望の党

(参考) 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名(提出当時)を付記)

委員会名	議案名	概要
法務	○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第12号)	法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手續についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずるもの